

船橋市大規模盛土造成地マップQ&A

Q1.大規模盛土造成地とは何ですか。

A1.宅地造成を行う場合、盛土や切土を組み合わせで行う場合が多いです。国土交通省のガイドラインでは、谷や沢を埋めた面積3,000㎡以上の盛土（谷埋め型大規模盛土造成地という）、高さ5m以上かつ勾配が20°以上の盛土（腹付け型大規模盛土造成地）を、大規模盛土造成地として定義しています。

Q2.なぜ、このマップを作成したのですか。

A2.平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成16年の新潟県中越地震において、大規模盛土造成地において滑動崩落（地震に伴って盛土部分が動いたり、崩れたりすること）の被害が発生しました。国ではこのような被害を未然に防ぐため、平成18年からガイドラインを定め、全国で大規模盛土造成地の調査を行っています。

船橋市では国の補助金を受け、平成30年度からこのガイドラインに沿って調査を行っています。住民の皆様は大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただき、皆様の防災意識を高めていただくために、市内における大規模盛土造成地の分布図を公表しています。
なお、このマップは大規模盛土造成地の危険度を示したものではありません。

Q3.大規模盛土造成地マップはどのようにして作成したのですか。

A3.最新の地形図と、造成前の地形図・空中写真等より、造成前の標高を取得してコンピュータで計算し、最新の地形図の標高が造成前の標高より高い場所が盛土造成地と言えます。
この盛土造成地のうち、国土交通省のガイドラインで定められた規模を持つものを、大規模盛土造成地としてマップに掲載しています。

【宅地耐震化に関するホームページ】

- 宅地防災／国土交通省
<http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>
- 我が家の擁壁チェックシート／国土交通省
<http://www.mlit.go.jp/crd/web/jogen/pdf/check.pdf>
- わが家の宅地安全マニュアル／国土交通省
<http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

Q4.自分の家が大規模盛土造成地の中に入っていますが、何か特別なことをしなければなりませんか。

A4.大規模盛土造成地に入っているからといって、造成時・建築時に特別な手続きや条件はありません。しかし、擁壁やのり面の亀裂、道路の路面の沈下、擁壁・のり面からの水漏れなどの現象がないか、日ごろから点検するように心がけていただきたいと思います。国土交通省のウェブサイトから「わが家の宅地安全マニュアル」がダウンロードできますので、参考にしてください（左下「宅地耐震化に関するホームページ」参照）。

Q5.大規模盛土造成地は危険ということですか。

A5.本マップは、市内に分布する大規模盛土造成地の概ねの位置を示したものであり、大規模盛土造成地の危険度を示したものではありません。

Q6.大規模盛土造成地は、土地や建物の売買に対して何か制約がありますか。

A6.特別な手続きが必要になることはありません。宅地建物取引法による重要事項説明書への記載は不要です。宅地開発や建築を行う場合でも大規模盛土造成地であることによる規制はなく、特別な手続きは不要です。

Q7.大規模盛土造成地について、今後何か調査を行うのですか。

A7.今後は大規模盛土造成地の構造、変状の有無などを調査し、継続して調査が必要と判断された大規模盛土造成地については、地質調査などさらに詳細な調査を行わせていただく場合があります。調査を行う際には、関係する住民の皆様へ予めお知らせいたします。

Q8.擁壁に亀裂が入っているが、どのような対策をすればよいですか。

A8.擁壁や法面に大きな亀裂が入っていたり、水が流出していたりなど、おかしいと感じた場合は、専門家（一級建築士等）か、市役所建築部宅地課までご相談ください。

【お問い合わせ先】

船橋市建築部宅地課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
電話: 047-436-2690 FAX: 047-436-2716
URL: <http://www.city.funabashi.lg.jp/>